

業務部速報



No. 116

発行 25. 6. 6

JR東労組 業務部

申6号

**「労使間の取扱いに関する協約」の一方的な運用変更を許さず、
労使合意を前提とした労働協約の運用を求める申し入れ
6月6日 第2回団体交渉開催！**

交渉冒頭に、会社に対して、第1回交渉(1月15日)から第2回交渉を開催するまで4ヶ月半以上も経過している現実について指摘をする！

【組合】

組休と経営協議会や団体交渉等が同一日に競合した場合の取扱いについて、JR東労組に説明することなく運用変更を行い疑念が生じることとなった経緯と課題について明らかにすること。

【会社】

2015年に一部地方において組休と団体交渉が同一日に競合した際に、会社として誤った取扱いをしてしまったこと、その後、各機関での取扱いの差異があったため、2023年12月に貴側に取扱いの統一について説明した際に、次期協約改訂時までの過渡的であり暫定的な取扱いであること、さらに、2023年12月から2024年9月までの「労使間の取扱いに関する協約」締結時までの間に、2023年12月に説明した取扱いの統一内容を変更することを貴側に説明していない。この様な過程を鑑み、この間の議論経過を踏まえれば、当該改訂内容に関する一連の説明については十分でなかったことから、会社として課題と認識し真摯に受け止め再発防止に努めていく。

組合に対しての説明が十分ではなかったことを認め、課題と認識し真摯に受け止め再発防止に努めることを確認！

この間、組休と経営協議会や団体交渉等が同一日に競合した時には、経営協議会や団体交渉等の時間について賃金減額がされなかった事実・経緯があるため、これまで同様の取扱いとすること。

この間、一部時間の賃金について控除を行わなかった事実はあるが、本来誤った取り扱いであったことから改訂したものである。この間議論となった事象については、労使の議論経過を踏まえ、遡及等については適切に取り扱っていく。

組合に対して説明が十分でない中で実施された運用変更のためこれまでの取扱いとするべきだ！ 認識合わず！

JR東労組が申6号を提出しなければならない事態を生み出した会社の責任は重く、これまで以上に積極的なコミュニケーションをとり真摯に議論するべきである。2021年の改訂期においても同様の事態を引き起こし、繰り返し発生させている現実を受け止めるべきである。今回あらわれた事象は、今の経営姿勢であると認識している。その是正に向けて向き合って議論をし尽くすべきだ！

労働協約の変更や運用を変更する際は、労使間でコミュニケーションをとり労使合意のもとで実施すること。

「労使間の取扱いに関する協約」およびその運用について変更する際は、この間の労使議論を踏まえ協約に則り適切に取り扱う。

今事象を巡る様々な労使の議論経過を踏まえて、信義誠実の原則に従い、疑念が生じることがないように改善すること。また、今事象を受けて、労使のコミュニケーションをとり議論を積み上げ、これまで以上に健全な労使関係の構築に向けて努力すること。

当該改訂内容に関する一連の説明については十分でなかったことから、会社として課題と認識し真摯に受け止めているところである。この間の議論経過を尊重し信義誠実の原則に基づき協約に則り、これまで以上に真摯に対応していく。

これまで以上のコミュニケーションをとり、健全な労使関係の構築に向けて真摯に対応していくことを確認！